

令和7年7月1日より特定建築物・防火設備 の定期報告の電子申請を開始しました！



24時間申請可能

閉庁時間でも申請が可能
となります
※報告書の審査等は開庁時に
行います

来庁不要

報告書の提出から補正、
通知書の交付までオンラ
インで可能となります

電子申請窓口 建築物の所在地の申請フォームから報告してください。

建 築 物 の 所 在 地	申請 フォーム	申 請 窓 口
羽島市、山県市、瑞穂市、本巣市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町		岐阜・西濃建築事務所 TEL：0584-73-1111
関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町		中濃建築事務所 TEL：0574-25-3111
多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市		東濃建築事務所 TEL：0572-23-1111
高山市、飛騨市、下呂市、白川村		飛騨建築事務所 TEL：0577-33-1111

※岐阜県内の市町村（岐阜市・大垣市・各務原市を除く）の建築物が対象となります

定期報告制度HP URL:<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/13968.html>



注意事項

- 報告内容に関する連絡は、申請フォームに入力されたメールアドレスまたは電話番号あてに行います。確実に連絡のとれる連絡先を入力してください。
- 特定建築物・防火設備定期報告のみが対象**となります。昇降機等定期検査の申請窓口は一般社団法人中部ブロック昇降機等検査協議会となります。
- 報告内容に不備がある場合は、補正依頼の連絡が各建築事務所より届きます。
- 報告書受理の通知書等は、電子申請フォームから電子データで交付されます。

問合せ先 岐阜県都市建築部建築指導課建築指導係 TEL 058-272-1111